

町田市議会会議規則の一部を改正する規則

町田市議会会議規則（昭和４５年２月町田市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
目次 第１章 略 第２章 委員会 第１節 総則（第９０条—<u>第９４条の２</u>） 第２節～第６節 略 第３章～第８章 略 附則 <u>（出席委員に関する措置）</u> <u>第９４条の２ この章における出席委員には、</u> <u>町田市議会委員会条例（昭和４５年２月町田</u> <u>市条例第２号）第１５条の２第２項の規定に</u> <u>よる届出をして、同条第１項に規定するオン</u> <u>ラインによる方法で委員会に出席した委員を</u> <u>含む。</u> （不在委員） 第１２９条 表決の際会議室にいない委員は、 表決に加わることができない。<u>ただし、町田</u> <u>市議会委員会条例第１５条の２第１項に規定</u> <u>するオンラインによる方法で出席している委</u> <u>員は、この限りでない。</u>	目次 第１章 略 第２章 委員会 第１節 総則（第９０条—<u>第９４条</u>） 第２節～第６節 略 第３章～第８章 略 附則 （不在委員） 第１２９条 表決の際会議室にいない委員は、 表決に加わることができない。

附 則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

(提案理由説明)

本案は、生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延防止措置の観点からオンラインによる方法で委員会を開会することを可能とするため、所要の改正を行うものである。